

赤井川村公共施設等総合管理計画改訂業務委託仕様書

1. 業務名

赤井川村公共施設等総合管理計画改訂業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3. 業務の目的

本村は、厳しい財政状況の中で公共施設等の老朽化に対応するため、平成28年度に赤井川村公共施設等総合管理計画（平成29年3月）を策定し、その後、同計画を推進するため、令和2年度に赤井川村公共施設等個別施設計画（令和3年3月）を策定するなど、公共施設マネジメントに取り組んでいるところである。その間、国では平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（以下「改訂指針」という。）を公表し、個別施設計画を踏まえ公共施設等総合管理計画の不断の見直しを要請している。また、令和3年1月に「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（以下「見直しの留意事項」という。）を各地方公共団体に通達し、公共施設等総合管理計画の見直しに際し、記載事項の考え方等について改めて周知された。併せて、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度に見直されたことを踏まえ、各地方公共団体において令和3年度中に公共施設等総合管理計画の見直しを行うよう通達されたところである。本業務は、このような状況を踏まえ、改訂指針及び見直しの留意事項に基づき計画の見直しを実施し、赤井川村公共施設等総合管理計画を改訂することを目的とするものである。

4. 業務内容

(1) 国（総務省）の指針との整合

ア 総務省作成の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、赤井川村公共施設等総合管理計画に必要な事項を反映する。

特に、総務省の通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和3年1月26日付け総務財第6号）」の「1 必須事項」などを盛り込むため、以下の内容を収集、整理する。

① 基本的事項の整理

1. 計画策定年度及び改訂年度
2. 計画期間
3. 施設保有量
4. 現状や課題に関する基本認識
5. 過去に行った対策の実績

6. 施設保有量の調査

7. 有形固定資産減価償却率の推移

②中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み等

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の積算について、施設類型ごとに現在保有している公共施設の維持管理経費の積算を行う。また、公共施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みの積算、長寿命化対策を行った場合の見込みの積算を行い、対策を実施したことによる効果額の算出を行う。上記、積算時、策定している個別施設計画があるものはその計画内容を踏まえること。また、充当可能な地方債、基金等の財源を見込むこと。

③公共施設等の管理の基本的な方針の見直し

整理した将来の見通し等を踏まえ、公共施設等の総合管理に関する基本的な方針等について必要に応じて、見直すものとする。

1. 現状や課題に対する基本認識の見直し検討
2. 公共施設等マネジメントの基本方針の見直し検討
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方の見直し検討
 - ・点検・診断等の実施方針
 - ・維持管理・更新等の実施方針
 - ・安全確保の実施方針
 - ・耐震化の実施方針
 - ・長寿命化の実施方針
 - ・ユニバーサルデザイン化の推進方針
 - ・統合や廃止の推進方針
 - ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

④全庁的な取組体制の構築

公共施設等の管理について、庁内の推進、取組体制について整理を行い、見直しを行うこと。

⑤PDCAサイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等について、PDCAサイクルの期間や手法を定め、その推進方針について盛り込むこと。

イ 総務省の通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和3年1月26日付け総務財第6号）」の「2記載が望ましい事項」を盛り込むため、以下の内容を収集、整理する。

- ① 数値目標
- ② 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用
- ④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

ウ 総務省の通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和3年1月26日付け総務財第6号）」の「3団体の状況に応

じて記載する事項」について、内容を検証し、整理する。

(2) 人口推計等の反映

「第2次赤井川村人口ビジョン」における推計値を基に総人口、年齢階層別人口、世帯数等を公共施設等総合管理計画に反映する。

(3) 関連計画との整合

「第2期赤井川村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第4期赤井川村総合計画」、「赤井川村国土強靱化地域計画」との整合を図る。

(4) 個別施設計画等との整合

策定済みの個別施設計画の情報・データを収集し、公共施設等総合管理計画に反映できるよう個別施設計画の整備方針、経費見込み等の整理を行う。また、個別施設計画に不備や不足がある場合は指摘・助言をする。

(5) 固定資産台帳データとの整合

固定資産台帳データは村で導入している公会計システムのデータを使用する。計画改訂時に、データ上の数字に不備がある際は指摘しアドバイスを行う。

(6) 計画素案の作成

上記(1)～(5)を踏まえ、現行計画に対し修正が必要な事項を反映し、計画素案を作成する。

(7) パブリックコメントの実施支援

上記(6)で作成した計画素案が出来た段階で、パブリックコメント実施する。受託者は、寄せられた意見等における回答案の作成及び計画の修正等、パブリックコメントの実施に関する支援を行うものとする。

(8) 総合管理計画の最終案とりまとめ

上記における検討及び庁内関係課等からの意見を踏まえ、村との協議の上で総合管理計画の最終案を作成する。

5. 成果品

(1) 公共施設等総合管理計画（A 4判、1 C、50 ページ程度、打ち出し1部）

(2) 上記の電子データ（CD 1枚）